

3 消 安 第 2948 号
令和 3 年 8 月 30 日

食品安全委員会
委員長 山本 茂貴 殿

農林水産大臣 野上 浩太郎
(公 印 省 略)

食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号。以下「法」という。）第24条第1項第14号、食品安全委員会令（平成15年政令第273号）第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令（平成15年内閣府令第66号）第3号の規定に基づき、下記事項に係る法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第1の1の（1）のシの規定に基づき、次の飼料の安全性についての確認を行うこと

除草剤ジカンバ耐性セイヨウナタネ MON94100 系統



除草剤ジカンバ耐性セイヨウナタネ MON94100 系統（飼料）に係る 食品健康影響評価について

1. 趣旨

遺伝子組換えセイヨウナタネ「除草剤ジカンバ耐性セイヨウナタネ MON94100 系統（以下「MON94100 系統」という。）については、令和 3 年 5 月 26 日付けでバイエルクロップサイエンス株式会社より遺伝子組換え飼料の安全性審査の申請があったことから、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

2. 評価依頼品種の概要

MON94100 系統は、セイヨウナタネのキャノーラ品種 65037 を宿主とし、除草剤ジカンバへの耐性を持たせるため、*Stenotrophomonas maltophilia* DI-6 株由来の改変 *dmo* 遺伝子が導入されている。

3. 付与される形質の概要

導入された改変 *dmo* 遺伝子により発現する改変 MON94100 DMO たん白質は、除草剤ジカンバを脱メチル化し、除草活性のない 3,6-ジクロロサリチル酸 (DCSA; 3,6-dichlorosalicylic acid) 及びホルムアルデヒド (HCHO) に代謝する。このため、当該セイヨウナタネは除草剤ジカンバの阻害を受けず正常に生育することが出来る。

4. 利用目的および利用方法

MON94100 系統の飼料としての利用目的や利用方法は、従来のキャノーラと相違がない。

5. 諸外国における申請等

申請国	申請・確認	申請先
米国	2020 年 1 月申請中	米国食品医薬品庁（FDA）
欧州	2020 年 10 月申請中	欧州食品安全機関（EFSA）
カナダ	2021 年 4 月承認	カナダ食品検査庁（CFIA）

6. 今後の方針

食品安全委員会からの食品健康影響評価の結果を得た後、官庁報告等の手続きを進める。